

令和8年度

合併処理浄化槽設置のしおり

(個別排水処理施設整備事業の説明)

恵庭市 水道部 下水道課

個別排水処理施設（合併処理浄化槽）整備事業の内容

◎ はじめに

この事業は、下水道事業計画区域外で、近年中に公共下水道整備の進展が見込めない地域の家屋を対象に、し尿と生活排水（台所・風呂・洗濯水など）を処理するため、平成10年度から予算の範囲内で希望者に対し合併処理浄化槽の設置を行う事業です。

◎ 合併処理浄化槽とは？

住宅から出るし尿・生活排水を微生物の働きを利用して、きれいな水に処理する施設（装置）です。

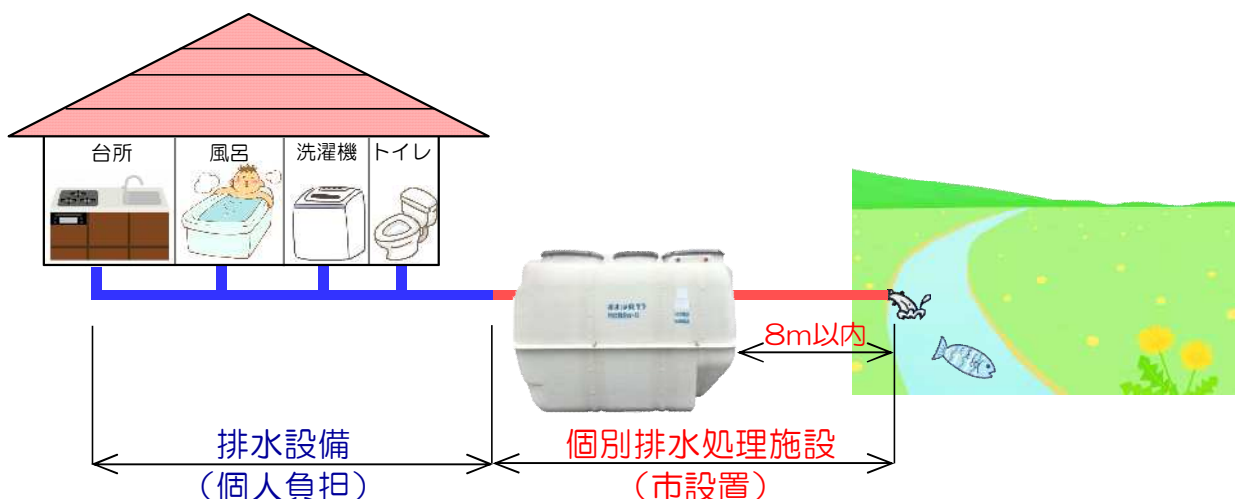
◎ 合併処理浄化槽を設置すると・・・

- ① 生活排水の汚れが約10分の1に減り、きれいな排水となるので安心して流すことができます。
- ② きれいな水を放流することで身近な川や排水路もきれいになります。
- ③ 水洗トイレとなるので、衛生的で快適な生活が出来るようになります。



◎ 施設の概要と負担・維持管理区分

合併浄化槽施設の概要図は下のとおりで、個々の住宅に設置されます。



◎対象の範囲

- ① 下水道事業計画区域外の家屋であること。
- ② 家屋の主な用途が個人の住宅であること。
- ③ 申請者が家屋所有者であること。

◎ 設置の条件

- ① 浄化槽の設置工事は、市が行います。
- ② 浄化槽の設置場所は、市に無償で貸して頂きます。
- ③ 浄化槽の大きさは、建築延べ面積及び居住人数等により決まります。
- ④ 浄化槽からの放流先（側溝、排水路又は浸透枳）は、確保して下さい。
- ⑤ 浄化槽の設置場所は、出来るだけ放流先に近い位置になります。
- ⑥ 浄化槽から放流先までの放流管工事は、原則8m以内になります。
- ⑦ 工事のため、通路の確保・障害物（立木・工作物）の撤去が必要です。
- ⑧ 工事によって発生した残土は、申請者の敷地内で処理させていただきます。
- ⑨ 浄化槽用送風機の電源（家庭用100Vコンセント）を設置して下さい。
- ⑩ 水洗化工事及び排水設備工事と浄化槽までの排水管の連結工事まで行って下さい。
- ⑪ 新築住宅を除き、冬期間（11月～翌年3月）の施工は原則行いません。

※ 浄化槽を設置するための掘削の大きさ

5人槽：6.1m×4.9m

7人槽：6.4m×5.3m

10人槽：7.0m×5.7m



◎ 個人の負担

① 浄化槽設置時

- 分担金 …… 浄化槽設置工事費の一部を負担して頂くものです。
- 水洗化工事及び排水設備工事

② 月々の使用料 …… 合併浄化槽使用料として使用者から徴収します。

- 合併浄化槽使用料（家庭用）…基本料金8m³まで 885円（税抜）
（下水道料金と同額） 超過1m³につき 108円（税抜）

※ 下水道料金の算定の対象となる排出汚水量は、条例により使用水量によって計算されます。しかし、農業その他で使用する水の量が浄化槽に排除する量と著しく異なるときは、使用者からの申告により使用水量を減量することができる場合がありますので、事前にご相談下さい。

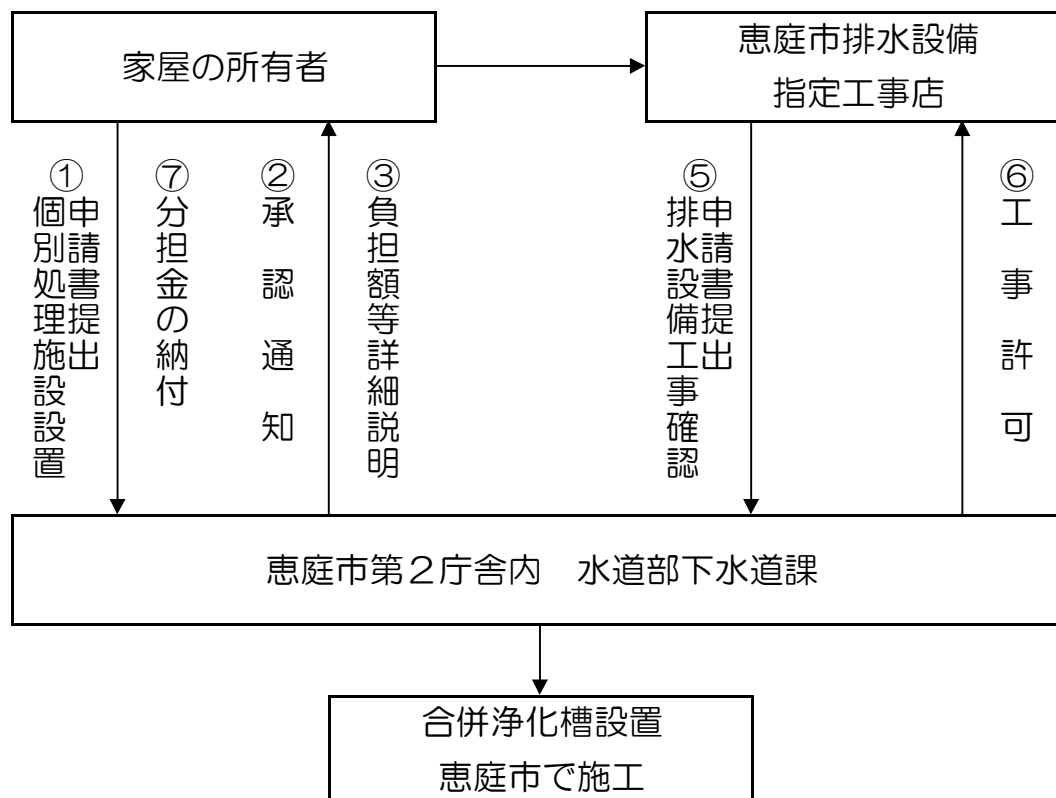
③ その他の負担

- 送風機（ブロワ）の電気代及び家庭用コンセントの設置。
- 浄化槽設置の障害となる立木・工作物の移動、撤去。
- 浄化槽設置のため掘削した残土の処理。
- 浄化槽本体設置及び放流管設置のための舗装復旧。
- 放流先を確保する費用。（8m以上の放流管、浸透施設、ポンプ施設）
- 浄化槽本体に車両等が載るおそれがある場合の補強工事。
- 建替に伴う既設浄化槽の撤去費用。

◎ 合併浄化槽設置の手続き

『個別処理施設設置申請書』に記入の上、提出して下さい。申請書は、恵庭市第2庁舎内水道部下水道課にあります。

④排水設備工事発注



◎ 排水設備工事の手続きは指定工事店へ

- 浄化槽設置工事は、排水設備工事より以前に行われます。
- 排水設備工事は、申請者が直接、恵庭市排水設備指定工事店へ発注して下さい。
- 水洗トイレなどの排水設備工事を行う場合は、市の指定工事店でなければ施工することが出来ません。
- 指定工事店は、市が定めた施工基準により施工し、市の検査を受けて施工主への引渡しを行います。
- 排水設備工事の確認申請や水洗便所改造資金の貸付申請を代行してくれます。

◎ 分担金について

① 分担金とは？

個別排水処理施設整備事業に要する費用の一部に充てるため、合併浄化槽を連結する家屋の所有者から徴収するものです。

② 分担金の額

受益者が負担する分担金の額は、合併浄化槽の設置工事及び施設から放流先までの工事に係る費用の合計額の10分の1です。

③ 人槽別分担金の概算額

- ・ 5人槽の場合 …… 約27万円 ～ 29万円
- ・ 7人槽の場合 …… 約32万円 ～ 34万円
- ・ 10人槽の場合 …… 約43万円 ～ 45万円

※ 冬期間（11月～翌年3月）施工の場合は、養生費や除雪費により7万円程度、増となります。

④ 分担金の納入方法

- ・ 一括納付 …… 2年度分以上の年額を一括して納付します。この場合、報償金制度があります。
- ・ 5年分割納付 …… 納期は、6月・9月・12月・2月の年間4回の納付で各納期均等額です。

◎ 浄化槽の維持管理について

① 浄化槽法定点検（浄化槽協会）

- ・ 定期検査（法定11条検査） …… 年1回

② 浄化槽保守点検（委託業者）

- ・ 法定点検 …… 年3回
- ・ 巡回点検 …… 年1回
- ・ 清掃及び汲み取り …… 年1回

※ 上記の維持管理費用は、市で負担します。

◎ 水洗化改造資金貸付制度

市では既存住宅のくみ取り便所を水洗トイレに改造する工事のための資金貸付を行います。

貸付対象工事は、市の指定する工事店でなければできません。（新築及び建築確認申請を必要とする増改築のトイレについては貸付対象となりませんので注意して下さい。）

○貸付の内容

- ① 貸付金額 …… トイレ1基につき45万円以内（1戸2基まで）
- ② 返済方法 …… 貸付の翌月から均等償還となります。償還金は貸付を受けた金融機関に直接払い込んでいただきます。

貸付金額	償還回数
35万円以上	35回、40回、45回の内希望する回数
30万円以上35万円未満	30回、35回の内希望する回数
30万円未満	30回

- ③ 貸付利子 …… 無利子
※ ただし申請時、保証会社への保証料を負担していただきます。
- ④ 貸付条件 …… (1) 処理区域内の当該家屋の所有者又はその所有者の同意を得た使用者であること。
(2) 市税の滞納がないこと。
(3) 返済能力はあるが、工事費を一時に負担することが困難な方。
- ⑤ 必要書類 …… (1) 個別排水処理施設整備事業水洗便所改造資金借用申請書
(2) 所得証明書（本人）
※ 貸付金は工事を施工した指定店に直接支払われます。

- 合併浄化槽設置及び排水設備工事に係るお問い合わせ先
恵庭市第2庁舎内 水道部下水道課
TEL：33-3131（内線5865）

合併浄化槽の使用で守ること！

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理しています。
次の5つの注意事項を守ることで、快適な生活を約束してくれます。

1. トイレの水は、適正な量を流して下さい。
トイレットペーパー使用時は、大！ それ以外は、小を使用！
2. 流してはいけないモノ！
殺虫剤・塩酸等の強酸・クレゾール等の消毒液・防腐剤・石油類・てんぷら油・紙おむつ・トイレットペーパー以外の紙・生ゴミ
3. 浄化槽の送風機電源を切らないで下さい。
電源を切ると空気が送られなくなり、微生物が窒息してしまいます。
4. 通気口や送風機の空気取り入れ口を塞がないで下さい。

※ そのほか、浄化槽の上を車両や重い物が通ること、乗せることは絶対やめて下さい。

家族の全員が知ってほしいこと！

◎ 台所で ……

- ① 使った油は、流しに流さず紙で吸わせるか市販の凝固剤で固めてごみに出す。
- ② なべや皿のひどい汚れは紙で拭いてから洗う。
- ③ 三角コーナーや排水口ごみ受けバスケットにはネットをかぶせてゴミの流出を防ぐ。

◎ 洗濯で ……

- ① 無リン洗剤を使う。
- ② 洗剤・漂白剤は適量を計って使う。

◎ トイレで ……

- ① 紙オムツ・ティッシュペーパー・衛生生理用品・たばこの吸殻を流さない。
- ② トイレットペーパーを使う。
- ③ 塩酸等の薬品を使わない。（通常のトイレ洗剤は大丈夫！）

<p>個別処理施設設置申請書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>恵庭市公営企業 恵庭市長 様</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名</p> <p>恵庭市個別排水処理施設に関する条例第4条第1項の規定により、個別処理施設の設置について、次のとおり申請します。</p>	
1 設置場所	恵庭市
2 家屋の種類	1 専用住宅（延床面積 m^2 （居住部分床面積 m^2 ） 2 併用住宅 （その他床面積 m^2 ）
3 設備の個数	台所（ ）・浴室（ ）
4 世帯人員（使用者）	名
5 新築・増改築予定	新築・増改築（ 年 月頃）・無
6 浄化槽上部利用 （ ）内は構造物名	有（ ）・無
7 添付書類	敷地図、住宅平面図（ 有 ・ 無 ）

★ 土地所有者、使用者が申請者と異なるか、又は家屋所有者が共有により申請者以外にいる場合は、恵庭市個別排水処理施設に関する事業実施要領に規定する個別処理施設設置申請同意書（第1号様式）に署名が必要です。

個別処理施設設置申請同意書

申 請 者	
個別処理施設設置箇所	恵庭市
1. 土地所有者	<p>個別処理施設設置に係る土地を市が無償で使用することに同意します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所 土地所有者 氏名</p>
2. 家屋所有者 (申請者以外)	<p>個別処理施設の設置に同意します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所 家屋所有者 氏名</p> <p>住所 家屋所有者 氏名</p> <p>住所 家屋所有者 氏名</p>
3. 個別処理施設使用料 (条例第12条)	<p>申請した、個別処理施設の使用に係る使用料を納入します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所 使用者 氏名</p>
4. 個別処理施設整備事業 受益者分担金 (条例第16条)	<p>申請した、個別処理施設の設置に係る受益者分担金を納入します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所 受益者 氏名</p> <p>[分割納入予定・一括前納予定]</p>

確 認 書

本日、個別排水処理施設（合併浄化槽）設置申請にあたり、事業内容についての説明を受け、下記について確認いたしました。

令和 年 月 日

住 所
申請者
氏 名

記

1. 浄化槽の設置工事は、市が行います。
2. 浄化槽設置時の費用（分担金）は工事費の10%で、工事の内容により異なります。
概算額 5人槽の場合 約27万円 ～ 29万円
7人槽の場合 約32万円 ～ 34万円
10人槽の場合 約43万円 ～ 45万円
※なお、冬期間施工の場合は、養生費等により約7万円程度増となります。
3. 合併浄化槽使用料は下水道料金と同額で、1か月分として基本料金8㎡まで885円（税抜き）、超過1㎡につき108円（税抜き）です。2か月分まとめて納付していただきます。
4. 浄化槽を設置する場所は、市に無償で貸していただきます。
5. 浄化槽の大きさは、建築延べ床面積及び居住人数等により決定します。
（新築で延べ床面積が130㎡以下の場合は5人槽、130㎡以上の場合は7人槽となります。ただし、台所が2か所以上で、かつ浴室が2か所以上の場合は10人槽となります。）
6. 浄化槽からの放流先は、申請者で確保していただきます。
（側溝、排水路、雨水管、地下浸透施設等。）
7. 浄化槽から放流先までの放流管工事は、8m以内となります。
（8mを超える分は、申請者の全額負担となります。）
8. 浄化槽用送風機の電源（家庭用100Vコンセント）を申請者負担で外部に設置していただきます。送風機の電気使用料は申請者負担となります。
9. 工事によって発生した残土は、申請者の敷地内で処理させていただきます。
10. 工事のため通路の確保や障害物（立木・工作物）があった場合は申請者負担で撤去していただきます。
11. 浄化槽から家屋の排水設備までの排水管については、申請者負担で施工していただきます。
12. 浄化槽の維持管理については、市が実施します。
 - ・浄化槽法定点検（浄化槽協会） 年1回
 - ・浄化槽保守点検（市の委託業者） 法定点検 年3回
巡回点検 年1回
清掃及び汲み取り 年1回
13. 浄化槽以外の排水管及び放流先の維持管理については申請者で行っていただきます。

個別排水処理施設の設置に伴う申出書

令和 年 月 日

恵庭市公営企業

恵庭市長 原田 裕 様

申出者

住 所

氏 名

個別排水処理施設整備の実施にあたり、設置の条件で、浄化槽からの放流先は申請者により確保することになっておりますが、当該地については側溝や排水路が無いため、下記により対応いたします。

1. 浸透施設の施工について

(1) 施工方法等

- ① 浸透柵及びトレンチによる浸透施設とする。
- ② 地下浸透放流設備等概要書（別記様式第3号）を提出する。
- ③ 浸透施設の設置費用は申請者が負担する。
- ④ 浸透施設の維持管理については、定期的に清掃を行ない、浸透機能の維持に努める。

地下浸透放流設備等概要書

地下浸透放流をするため、設置場所の状況等について1のとおり確認済みであるとともに、当該放流設備等について2のとおり計画します。

	確認・計画事項	確認・計画内容
1 設置場所の状況等	① 設置場所から30m以内の井戸等の飲料水源	無 ・ 有
	② 設置場所の雨水の滞留	無 ・ 有
	③ 放流水の敷地外流出のおそれ	無 ・ 有
	④ 浸透水による地滑り等災害発生のおそれ	無 ・ 有
	⑤ 地下水位	地表面から約 m以深 (≥1.5m)
	⑥ 凍結深度	約 c m
2 地下浸透放流設備等の概要	① 浸透面積	m ² 以上 (決定根拠は別紙のとおり)
	② トレンチの深さ	約 c m
		トレンチの深さが凍結深度より浅い場合の理由
	③ トレンチの長さ	約 m以下 (≤20m)
	④ トレンチ中心線の間隔	約 m以上 (≥ 2 m)
	⑤ 隣地からのトレンチの距離	約 m以上 (≥ 5 m)
	⑥ 浸透状況の確認方法	
	⑦ 維持管理の概要	
⑧ 浸透不良となった場合の措置		

記入例

個別処理施設設置申請書

令和 ○年 ○月 ○日

申請年月日を記入します

恵庭市公営企業
恵庭市長 様

住所 恵庭市○○町○丁目○ - ○

申請者

氏名 ○○ ○○

電話 ○○ - ○○○○

恵庭市個別排水処理施設に関する条例第4条第1項の規定により、個別処理施設の設置について、次のとおり申請します。

1 設置場所	恵庭市 ○○町○○番地 浄化槽を設置する場所の住所を記入します
2 家屋の種類	1 専用住宅（延床面積 ○○○ m ² ） （居住部分床面積 m ² ） 2 併用住宅 （その他床面積 m ² ）
3 設備の個数	台所（ 1 ）・浴室（ 1 ）
4 世帯人員（使用者）	4 名
5 新築・増改築予定	新築・増改築（ ○年 ○月頃）・ 無
6 浄化槽上部利用 （ ）内は構造物名	有（ ）・ 無 浄化槽上部は利用不可としています
7 添付書類	敷地図、住宅平面図（ 有 ）・ 無 図面があれば添付願います。無い場合は現地調査時に聞き取り調査します。

- ★ 土地所有者、使用者が申請者と異なるか、又は家屋所有者が共有により申請者以外にいる場合は、恵庭市個別排水処理施設に関する事業実施要領に規定する個別処理施設設置申請同意書（第1号様式）に署名が必要です。

記入例

令和〇年〇月〇日提出

個別処理施設設置申請同意書

申請者	〇〇 〇〇
個別処理施設設置箇所	恵庭市 〇〇町〇〇番地
1. 土地所有者 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">浄化槽設置箇所の土地の所有者が記入してください。</div>	個別処理施設設置に係る土地を市が無償で使用することに同意します。 令和 〇年 〇月 〇日 住所 恵庭市〇〇町〇〇番地 土地所有者 氏名 〇〇 〇〇
2. 家屋所有者 (申請者以外) <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">家屋を共有名義で所有している場合、共有者全員が記入してください。</div>	個別処理施設の設置に同意します。 令和 〇年 〇月 〇日 住所 恵庭市〇〇町〇〇番地 家屋所有者 氏名 〇〇 〇〇 住所 家屋所有者 氏名 住所 家屋所有者 氏名
3. 個別処理施設使用料 (条例第12条) <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">浄化槽の使用料を支払う方が記入してください。</div>	申請した、個別処理施設の使用に係る使用料を納入します。 令和 〇年 〇月 〇日 住所 恵庭市〇〇町〇〇番地 使用者 氏名 〇〇 〇〇
4. 個別処理施設整備事業 受益者分担金 (条例第16条) <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">分担金(工事費の1割分)を支払う方が記入してください。また、分割・一括のどちらかを選択してください。</div>	申請した、個別処理施設の設置に係る受益者分担金を納入します。 令和 〇年 〇月 〇日 住所 恵庭市〇〇町〇〇番地 受益者 氏名 〇〇 〇〇 〔分割納入予定・ 一括前納予定 〕

記入例

確認書

本日、個別排水処理施設（合併浄化槽）設置申請にあたり、事業内容についての説明を受け、下記について確認いたしました。

令和 ○年 ○月 ○日

住 所 恵庭市○○町○○番地

申請者

氏 名 ○○ ○○

記

1. 浄化槽の設置工事は、市が行います。
2. 浄化槽設置時の費用（分担金）は工事費の10%で、工事の内容により異なります。
概算額 5人槽の場合 約27万円 ～ 29万円
7人槽の場合 約32万円 ～ 34万円
10人槽の場合 約43万円 ～ 45万円
※なお、冬期間施工の場合は、養生費等により約7万円程度増となります。
3. 合併浄化槽使用料は下水道料金と同額で、1か月分として基本料金8㎡まで885円（税抜き）、超過1㎡につき108円（税抜き）です。2か月分まとめて納付していただきます。
4. 浄化槽を設置する場所は、市に無償で貸していただきます。
5. 浄化槽の大きさは、建築延べ床面積及び居住人数等により決定します。
（新築で延べ床面積が130㎡以下の場合は5人槽、130㎡以上の場合は7人槽となります。ただし、台所が2か所以上で、かつ浴室が2か所以上の場合は10人槽となります。）
6. 浄化槽からの放流先は、申請者で確保していただきます。
（側溝、排水路、雨水管、地下浸透施設等。）
7. 浄化槽から放流先までの放流管工事は、8m以内となります。
（8mを超える分は、申請者の全額負担となります。）
8. 浄化槽用送風機の電源（家庭用100Vコンセント）を申請者負担で外部に設置していただきます。送風機の電気使用料は申請者負担となります。
9. 工事によって発生した残土は、申請者の敷地内で処理させていただきます。
10. 工事のため通路の確保や障害物（立木・工作物）があった場合は申請者負担で撤去していただきます。
11. 浄化槽から家屋の排水設備までの排水管については、申請者負担で施工していただきます。
12. 浄化槽の維持管理については、市が実施します。
 - ・浄化槽法定点検（浄化槽協会） 年1回
 - ・浄化槽保守点検（市の委託業者） 法定点検 年3回
巡回点検 年1回
清掃及び汲み取り 年1回
13. 浄化槽以外の排水管及び放流先の維持管理については申請者で行っていただきます。

記入例

個別排水処理施設の設置に伴う申出書

※放流先として、浸透柵等の浸透施設を設置する場合に記入して提出してください。

令和 ○年 ○月 ○日

恵庭市公営企業

恵庭市長 原田 裕 様

申出者

住 所 恵庭市○○町○○番地

氏 名 ○○ ○○

個別排水処理施設整備の実施にあたり、設置の条件で、浄化槽からの放流先は申請者により確保することになっておりますが、当該地については側溝や排水路が無いため、下記により対応いたします。

1. 浸透施設の施工について

(1) 施工方法等

- ① 浸透柵及びトレンチによる浸透施設とする。
- ② 地下浸透放流設備等概要書（別記様式第3号）を提出する。
- ③ 浸透施設の設置費用は申請者が負担する。
- ④ 浸透施設の維持管理については、定期的に清掃を行ない、浸透機能の維持に努める。